

付議案第 18 号

福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 8 年 3 月 16 日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二

理由

福岡市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年福岡市条例第 12 号）の一部改正に伴い、福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程について所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程の一部改正

福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程（平成 28 年福岡市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条の表 3 の部（4）の項中「栄養教諭」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員及び任用の期限を付さない者に限る。）」を加え、同部（5）の項中「養護助教諭」の次に「、栄養教諭（定年前再任用短時間勤務職員及び任用の期限を付さない者を除く。）」を加える。

福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程（平成 28 年福岡市教育委員会訓令第 1 号）の一部改正案  
新旧対照表

現 行			改 正 案		
<p>(標準的な職)</p> <p>第 2 条 前条の標準的な職は、次の表の差欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>1～2 略</p>			<p>(標準的な職)</p> <p>第 2 条 前条の標準的な職は、次の表の差欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>1～2 略</p>		
<p>3 学校職員給与条例別表第 1 に定める教育職給料表(3)及び教育職給料表(4)の適用を受ける職員の職務</p>	(1) 校長の属する職制上の段階	校長	<p>3 学校職員給与条例別表第 1 に定める教育職給料表(3)及び教育職給料表(4)の適用を受ける職員の職務</p>	(1) 校長の属する職制上の段階	校長
	(2) 副校長及び教頭の属する職制上の段階	教頭		(2) 副校長及び教頭の属する職制上の段階	教頭
	(3) 主幹教諭及び指導教諭の属する職制上の段階	主 幹 教諭		(3) 主幹教諭及び指導教諭の属する職制上の段階	主 幹 教諭
	(4) 教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(任用の期限を付さない者に限る。)及びこれらに相当する職の属する職制上の段階	教諭		(4) 教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭(定年前再任用短時間勤務職員及び任用の期限を付さない者に限る。)</u> 、講師(任用の期限を付さない者に限る。)及びこれらに相当する職の属する職制上の段階	教諭
	(5) 助教諭、養護助教諭、講師(任用の期限を付さない者を除く。)及びこれらに相当する職の属する職制上の段階	講師		(5) 助教諭、養護助教諭、 <u>栄養教諭(定年前再任用短時間勤務職員及び任用の期限を付さない者を除く。)</u> 、講師(任用の期限を付さない者を除く。)及びこれらに相当する職の属する職制上の段階	講師

## 福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程（平成 28 年福岡市教育委員会 訓令第 1 号）の一部改正案

### 1 改正の理由

福岡市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年福岡市条例第 12 号）の一部改正に伴い、福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程について所要の改正を行う必要があるため。

### 2 改正の内容

令和 8 年度から新たに栄養教諭の臨時的任用を行うことに伴い、当該規程に定める「職制上の段階の区分」に栄養教諭に係る規定を追加するもの。

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日